

令和6年

12月市議会定例会条例案

- 議案会第15号 プロスポーツ等による地域活性化ならびに市民スポーツ・文化振興のための「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続に関する住民投票条例…………… 3
- 議案会第16号 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例…………… 9

議案会第15号

プロスポーツ等による地域活性化ならびに市民スポーツ・文化振興のための「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続に関する住民投票条例を次のように定める。

令和6年12月26日提出

提出者	豊橋市議会議員	小原昌子
	同	市原享吾
	同	山本賢太郎
	同	伊藤哲朗
	同	本多洋之
	同	尾林伸治
	同	星野隆輝

プロスポーツ等による地域活性化ならびに市民スポーツ・文化振興のための「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続に関する住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるプロスポーツ等による地域活性化ならびに市民スポーツ・文化振興のための「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続について、住民の意思を的確に反映させることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票事務の執行)

第3条 住民投票に関する事務は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を豊橋市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して60日を経過する日までの間において市長が定める日とする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めた場合において、前条第2項の規定により選挙管理委員会に事務を委任したときは、速やかに当該投票日を選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者等)

第5条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項の規定により、本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を

有しないとされる者は、住民投票の投票の資格を有しない。

(投票資格者名簿の調製)

第6条 市長は、投票資格者の名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製しなければならない。

(投票区及び開票区)

第7条 住民投票の投票区及び開票区は、本市の議会の議員及び長の選挙の投票区及び開票区による。

(投票)

第8条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

3 投票日の当日（第10条第3項の規定による投票にあつては、投票の当日）、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(投票の方法)

第9条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

3 投票人は、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

4 投票人は、投票所において、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に○の記号を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

(点字投票等)

第10条 前条第4項及び第12条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

2 前条第4項及び第12条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

3 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票をすることができる。

4 前条第2項から第4項まで（自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人にあつては、同条第2項から第4項まで及び第12条）の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票をすることができる。

(投票用紙の様式)

第11条 第9条第4項に規定する投票用紙の様式は、別記様式のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定による点字投票の投票用紙の様式は、規則で定める。

(無効投票)

第12条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を自書しないもの
- (6) 投票用紙の選択肢のいずれにも○の記号を記載しないもの
- (7) 投票用紙の選択肢のいずれに対して○の記号を記載したかを確認し難いもの

(投票及び開票)

第13条 この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票については、公職選挙法の規定により行われる本市の議会の議員及び長の選挙の投票及び開票の例による。

(情報の提供)

第14条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するよう努めなければならない。

(投票運動)

第15条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、同項の期間に、本市の区域内で行われる公職選挙法の規定による選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該選挙が行われる区域内において、当該重複する期間、第1項の投票運動をすることができない。ただし、当該選挙について同法の規定に違反しないで行われる選挙運動又は政治活動が、同項の投票運動にわたることを妨げるものではない。

(投票結果の告示等)

第16条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

2 住民投票の結果が確定した場合に前項の規定により告示し、及び通知するときは、無効投票数及び白紙投票数（第12条第6号に掲げる無効事由に該当する無効投票数をいう。）を併せて示さなければならない。

(投票結果の尊重)

第17条 住民投票において、プロスポーツ等による地域活性化ならびに市民スポーツ・文化振興のための「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続に賛成の投票の数又は反対の投票の数のいずれか多い数が投票資格者の総数の4分の1に達したときは、市長及び市議会はその結果を尊重しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

理 由

本案を提出するのは、プロスポーツ等による地域活性化ならびに市民スポーツ・文化振興のための「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続に関する住民投票の実施に当たって条例を定める必要があるからである。

別記様式（第11条関係）

		○を書く欄
反	賛	選択肢
対	成	

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続に

プロスポーツ等による地域活性化ならびに市民スポーツ・文化振興のための「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続に関する住民投票

豊橋市選挙管理委員会之印

（注） 意
 一 あなたが良いと思う選択肢の上の○を書く欄に「○」の記号を書くこと。
 二 「○」の記号以外は、何も書かないこと。

議案会第16号

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票条例を次のように定める。

令和6年12月26日提出

提出者	豊橋市議会議員	鈴木	みさ子
	同	菅谷	竜
	同	寺本	泰之
	同	中西	光江
	同	豊田	八千代

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を
問う住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業について、住民の意思を的確に反映させることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続に対する賛否についての住民による投票(以下「住民投票」という。)を実施する。

(住民投票事務の執行)

第3条 住民投票に関する事務は、市長が執行する。

(住民投票の実施等)

第4条 住民投票は、この条例の公布の日から起算して120日以内に実施しなければならない。

2 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、市長が定める日曜日とし、投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者等)

第5条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項の規定により、本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票の資格を有しない。

(投票資格者名簿の調製)

第6条 市長は、投票資格者の名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を調製しなければならない。

(投票の方法)

第7条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票人の自由な意思に基づき、投票用紙の選択肢から「事業の継続に賛成」か「事業の継続に反対」のいずれか1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を自書しなければならない

い。

3 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、投票用紙に○の記号を自書できない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票を行うことができる。

(投票所における投票)

第8条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(投票区及び投票所)

第9条 投票区及び投票所は、市長の指定した場所に設ける。

2 市長は、あらかじめ投票所の場所及び開閉時間を告示しなければならない。

(投票管理者及び投票立会人)

第10条 市長は、前条に規定する投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

(投票資格者名簿の登録と投票)

第11条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票することができない。

(投票資格者でない者の投票)

第12条 住民投票の当日(第8条第2項に規定する期日前投票の投票にあつては、当該投票の当日)において、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(投票の秘密の保持)

第13条 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。

(投票用紙の様式)

第14条 第7条第2項に規定する投票用紙は、別記様式のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第4項の規定による点字投票の投票用紙の様式は、規則で定める。

(情報の提供)

第15条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供しなければならない。

(投票の促進)

第16条 市長その他関係機関は、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第17条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思を拘束し、又は不当に干渉する行為

(2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、同項の期間に、本市の区域内で行われる公職選挙法の規定による選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該選挙が行われる区域内において、当該重複する期間、第1項の投票運動をすることができない。ただし、当該選挙について同法の規定に違反しないで行われる選挙運動又は政治活動が、同項の投票運動にわたることを妨げるものではない。

(開票所)

第18条 開票所は、市長の指定した場所に設ける。

2 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票管理者及び開票立会人)

第19条 市長は、前条第1項に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

(投票の効力)

第20条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定にあたっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明確であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第21条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) ○の記号をいずれの欄にも記載したもの

(3) ○の記号以外の事項を記載したもの

(4) ○の記号のほか、他事を記載したもの

(5) ○の記号を自書しないもの

(6) ○の記号をいずれの欄に記載したかを確認しがたいもの

(7) 白紙投票

(投票及び開票)

第22条 この条例に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、規則で定めるところによるもののほか、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例による。

(投票結果の告示等)

第23条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第24条 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

理由

本案を提出するのは、「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票」の実施に当たって条例を定める必要があるからである。

別記様式（第14条関係）

		○を書く欄
		選択肢
		事業の継続に賛成
		事業の継続に反対

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の継続の賛否を問う住民投票

豊橋市選挙管理委員会之印

(注) 意) 一 あなたが良いと思う選択肢の上の○を書く欄に「○」の記号を書くこと。
 二 「○」の記号以外は、何も書かないこと。